

福島県観光・教育旅行復興総合事業仕様書

1 業務の名称

この業務は、「福島県観光・教育旅行復興総合事業」（以下、「本業務」という。）と称する。

2 目的

「福が満開、福のしま。」福島県観光復興推進委員会（事務局：福島県観光交流局観光交流課）（以下、当委員会という。）では、原子力災害に伴う福島県（以下、県という。）の風評を払拭し、教育旅行を含む観光産業の復興を図ることを目的として、県内の正確な観光情報の収集と発信、県の実施する各種観光施策の広報宣伝など総合的な観光振興施策を実施する。

3 業務内容及び仕様等

企画立案、管理運営等の一切に関すること。

(1) 概要

- ① 名称：福島県観光・教育旅行復興総合事業
- ② 期間：令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）まで

(2) 必須提案内容

- ① 観光素材（動画データ等）管理業務
 - ・「福島県観光素材動画アーカイブス」のホームページの管理を行い、申込みがあった際には適宜対応すること。
- ② 各種観光イベントチラシ・ポスター等販促物制作業務
 - ・県の実施する各種イベント・事業等のチラシ・ポスターを制作すること。なお、各種イベント・事業については、個別に受託事業者と調整の上、各事業を補完する販促物を作成すること。
- ③ 各種広告等デザイン業務
 - ・県の実施する各種イベント・事業等の広告宣伝物のデザイン作成を迅速に行い、県へ無償提供すること。（年間10件程度の見込み。チラシ、ポスター、新聞・雑誌広告等のデータ作成を想定）
- ④ PRツールの配送・保管業務
 - ・各種観光PRツールを自治体、企業、団体、事業者へ配送を行うこと。
 - ・各種PRツールを保管する場所を確保すること。
- ⑤ 県内観光振興
 - ・県内の各交流施設や店舗などに対し、県等の作成したパンフレットやポスターの設置・掲示協力を求め、各地域の観光振興を図る。
- ⑥ WEBサイト管理運営業務
 - ・「八重のふるさと福島県」「福が満開、福のしま。オリジナルPRツール」のWEBサイトの管理運営、情報更新等
- ⑦ 新島八重マスコットキャラクター「八重たん」申請受付及びホームページの管理業務

- ・「八重たん」の使用規定に基づく申請窓口として事前審査を行い、整理して県へ申請書を提出すること。
- ・申請状況の管理簿作成や成果物報告の管理も行うこと。
- ⑧ 教育旅行に関する調査業務
 - ・令和6年度の教育旅行入込調査と結果報告書の作成を行うこと。なお、調査にあたっては、(公財)福島県観光物産交流協会と連携して実施すること。
- ⑨ その他観光振興業務
 - 上記①～⑧のほか、教育旅行の復興、観光振興に向けた業務

4 提出書類

- (1) 契約締結後に速やかに提出するもの
 - ・着手届(様式第1号)
 - ・統括責任者通知書(様式第2号)
 - ・実施工程表(様式任意)
 - ・その他委託者が必要と認める書類
- (2) 業務完了後に速やかに提出するもの
 - ・完了届(様式第3号)
 - ・成果品(5 成果品の提出による)

5 成果品の提出

- (1) 業務実施報告書(様式任意)
- (2) 製作したツール等一式
- (3) 製作したツール等の入稿データ一式
 - ※ データ形式は別途指示する。
- (4) その他、別途担当者が指示するもの一式

6 業務の進め方

- (1) 受注者は業務着手に先立ち、当委員会担当者と協議・調整の上、業務工程表を提出すること。
- (2) 本業務の円滑な進捗を図るため、受託者は随時当委員会担当者と協議しながら作業を進めること。
- (3) デザイン等については複数案を提示し、協議による変更等についても速やかに対応すること。
- (4) 受託者は本業務について機密を守り、業務内容を許可なく第三者に公表、転用及び貸与してはならない。
- (5) 受託者は、業務の主たる部分を再委託してはならない。

7 その他業務上の留意点

- (1) 著作権
 - 成果品一式の著作権及び所有権は、正当な手続きにより使用又は借用した第三者のものを除き、当委員会に帰属するものとする。
- (2) 第三者の権利侵害

本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら当委員会の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理することとする。

この場合、当委員会は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

(3) 情報の保護（守秘義務）

本業務の遂行にあたり、受託者は業務上知り得た事項を第三者に漏洩しないよう十分注意することとする。

(4) 再委託の制限

受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

ただし、あらかじめ委員会の承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができるものとする。

(5) 疑義に関する協議等

本仕様書において明示なき事項は、関係諸法令及び福島県財務規則に準じるものとするが、疑義が生じた場合は、その都度当委員会と協議するものとする。

その他、本仕様書に記載のない細部については、担当者と協議のうえ、その指示に従うものとする。